

平成26年2月10日
市民生活部 危機管理課
電話 0742-34-4930

福祉避難所（養護学校）の設置運営に関する協定の締結について

奈良市では、災害弱者対策として福祉避難所の設置に取り組んできました。奈良県教育委員会及び各養護学校との間で調整を重ねてきました結果、それぞれの施設等のご協力をいただき、下記のとおり福祉避難所の設置運営に関する協定締結の運びとなりました。

記

1 内容

(1) 協定締結先

ア 奈良県立奈良養護学校	奈良市七条町135番地
イ 奈良県立奈良東養護学校	奈良市七条二丁目670番地
ウ 奈良県立奈良西養護学校	奈良市帝塚山西二丁目1番1号

(2) 実施要領

本協定の締結先である各養護学校長と市長が相互に協定書を取り交わし、その後、市長が各養護学校に協定書をお渡しします。

2 締結式

(1) 日時

平成26年2月10日（月）11:30～12:00

(2) 場所

市庁舎中央棟5階 キャンペラの間

3 福祉避難所の設置の考え方

奈良市には、声かけ等で大丈夫な方から重篤な方まで約2万7千人以上の災害時に援護を要する方がいます。

このため、発災時に一次避難所等へ避難の後、トリアージ等の手続きを経て、症状や必要性により、それぞれの福祉避難所に避難してもらいます。

「トリアージ」とは、対応人員や物資などの資源が通常時の規模では対応しきれないような非常事態に陥った場合において、最善の結果を得るために、対象者の優先度を決定して選別を行うこと。

添付資料1 「要援護者に対する支援形態」

添付資料2 「要援護者を福祉避難所へ受け入れるまでの流れ」

添付資料3 「奈良・奈良東・奈良西養護学校の所在地」

4 平成24年度に指定済みの福祉避難所

(1) 福祉避難所（公的施設） 7施設

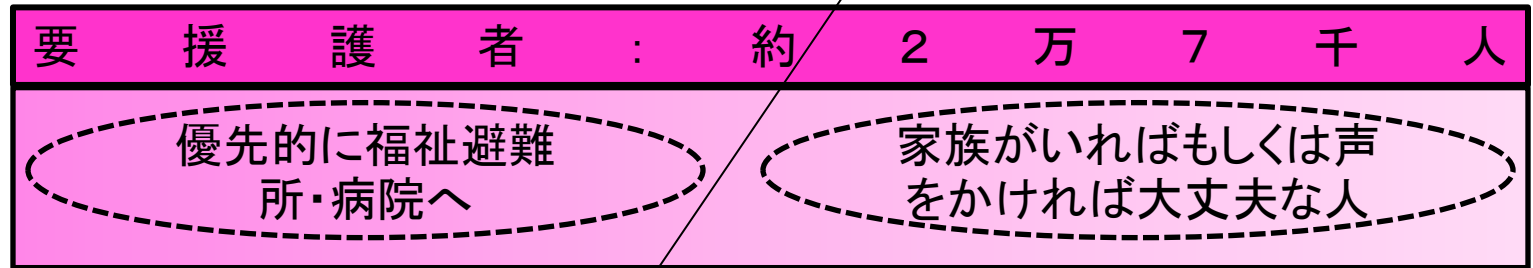
総合福祉センター、老人福祉センター（東・西・南・北）、都祁・月ヶ瀬福祉センター

(2) 福祉避難所（民間施設） 37法人45施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、障害者施設

要援護者に対する支援形態

最優先要援護者

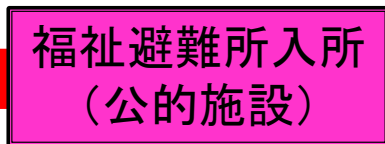
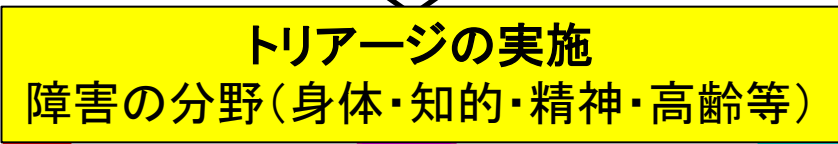


(高)

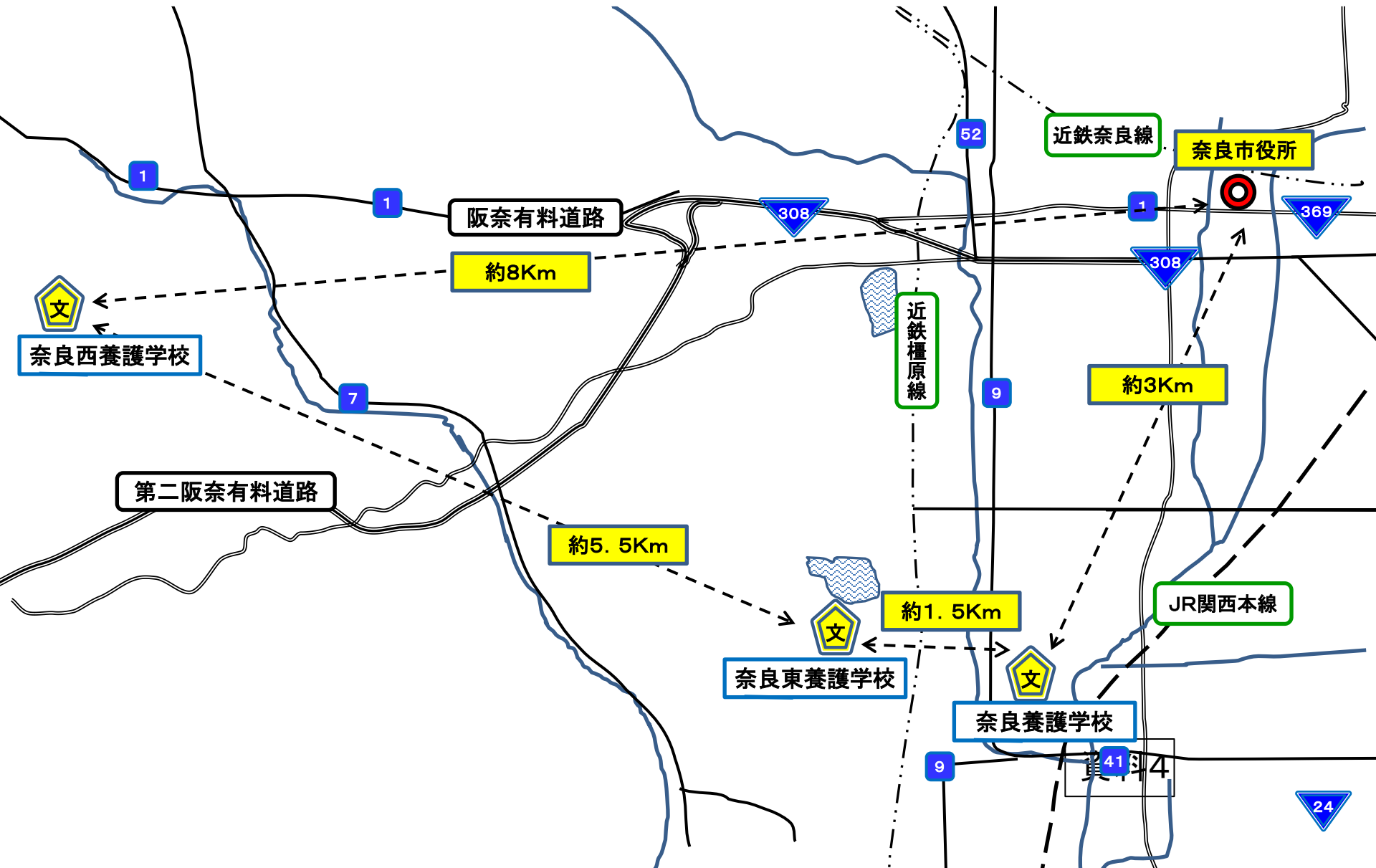
(中)

(低)

個別に各施設と調整



奈良・奈良東・奈良西養護学校の所在地



災害時における福祉避難所（養護学校）
の設置運営に関する協定書

平成26年2月

奈 良 市
奈良県立 養護学校

奈良県立養護学校

災害時における福祉避難所（養護学校）の設置運営に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と奈良県立 養護学校（以下「乙」という。）は、福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において福祉避難所とは、災害時に、緊急の入院加療等は必要としないものの、一般の避難所では避難生活に困難が生じる者（以下「災害時要援護者」という。）を一時的に避難させる施設をいう。

（福祉避難所として利用する施設）

第2条 甲が福祉避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地
奈良県立 養護学校	奈良市 町 番地

（対象者）

第3条 福祉避難所に受け入れる対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、甲と乙の協議により設定した受入可能人数を踏まえて甲が選考する。

- (1) 災害時要援護者のうち、主に（障害の種類）がある要援護者
- (2) 前号の要援護者の親族等であって、福祉避難所で当該要援護者とともに避難生活を送ることにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与すると認められる者
- (3) 他の市町村での災害により、甲が受入れを受託した者、その親族等で前号と同様の趣旨により付添いを認められた者
- (4) 市内の介護福祉施設等で、災害により大幅な被害を受けたため、やむを得ず甲に受入れを申し入れた施設の入所者

（福祉避難所の開設）

第4条 甲は、乙の施設に福祉避難所を開設する必要が生じた場合は、乙に施設の被害状況及び利用状況を確認の上、福祉避難所を開設することができる。

- 2 甲は、前項に基づき福祉避難所を開設する場合は、乙にその旨をあらかじめ、福祉避難所開設通知書（様式第1号）により通知するものとする。
- 3 甲は、緊急やむを得ないときは、前項の規定にかかわらず、電話等可能な方法

により通知することができるものとする。この場合において、甲は、その後速やかに書面による通知を行うものとする。

(福祉避難所の設置運営等)

第5条 災害時の福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設及び運営に当たり、乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請できるものとする。

(1) 乙の管理する施設を福祉避難所として提供すること。

(2) 甲の職員と協力して福祉避難所の開設及び運営に当たること。

(3) 甲の職員と協力して対象者の受入体制を整備すること。

3 乙は、甲の要請に対し、本来果たすべき業務に支障のない可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

(対象者の確認)

第6条 甲は、対象者の状況を確認し、次に掲げる事項を明らかにする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 氏名、住所、生年月日(年齢)、性別、心身の状況及び緊急連絡先

(2) 担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先

(3) 福祉及び医療サービス利用状況

(4) その他避難所生活を送る上での注意事項等

(開設期間)

第7条 この協定における福祉避難所の開設期間は、開設の日から起算して7日以内とする。ただし、必要な場合は、甲と乙が協議の上、7日以内で延長することができるものとする。

2 前項の規定により開設期間を延長したにもかかわらず、更に開設期間の延長が必要と認められる場合についても同様とする。

(対象者の移送)

第8条 福祉避難所への対象者の移送は、その親族、近隣居住者等の支援者が当たることを基本とする。

2 甲は、前項による方法だけでは対象者の移送が困難な場合は、関係機関及び乙に協力を要請し、移送手段の確保に努めるものとする。

3 乙は、甲の要請に対し、可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

(人員等の確保)

第9条 甲は、福祉避難所の運営に必要な人員並びに資機材、日常生活用品、食料、医薬品等の物資を確保するものとする。

(現状変更の制限及び回復義務)

第10条 甲は、施設の現状を変更しようとするときは、必ず乙の承諾を得なければならない。

2 甲は、福祉避難所の開設期間が満了し、施設の使用を終了する際は、施設を原状に復するものとする。

(事故等の責任)

第11条 甲は、福祉避難所を開設及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を損傷したとき又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれを処理するものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第12条 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

2 甲は、前項に基づき、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙にその旨をあらかじめ、福祉避難所閉鎖通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(経費の負担)

第13条 福祉避難所の設置運営及び対象者の受入れに要した経費は、甲が負担するものとする。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、福祉避難所の開設及び運営を行うに当たり、知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、個人情報を取り扱う場合において、本人の同意がある場合及び本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合は、この限りでない。

(協定有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙から更新しない旨の書面による意思表示がないときは、この協定はさらに1年間更新されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年2月10日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川元庸

乙 奈良市 町 番地

奈良県立 養護学校

校長

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

様

奈良市長 仲川元庸

福祉避難所開設通知書

災害時における福祉避難所(養護学校)の設置運営に関する協定書第4条に基づき、下記のとおり貴施設を福祉避難所(養護学校)として開設しますのでお知らせします。

記

開設日時	年 月 日() 時 分
施設名	
所在地	
施設管理責任者	
使用期間	開設から7日間以内(ただし、協議により延長する場合あり。)
避難所開設責任者	奈良市長
開設者	危機管理課長
開設理由	
備考	

様式第2号(第12条関係)

平成 年 月 日

様

奈良市長 仲川元庸

福祉避難所閉鎖通知書

災害時における福祉避難所(養護学校)の設置運営に関する協定書第12条に基づき、下記のとおり貴施設の福祉避難所(養護学校)を閉鎖しますのでお知らせします。

記

閉鎖日時	年 月 日() 時 分
施設名	
所在地	
施設管理責任者	
使用期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
避難所開設責任者	奈良市長
開設者	危機管理課長
備考	